住所　兵庫県川西市清和台西５丁目１番地93
劉弘玉　昭和35年９月15日生
尾山葉子　昭和35年８月３日生
劉永貴　昭和61年６月３日生
劉浩貴　昭和63年４月25日生
劉大貴　平成３年５月26日生
住所　東京都葛飾区四つ木４丁目28番24―506号
李洪波　昭和51年11月12日生
住所　愛知県長久手市西原山１番地１
宋暁莉　昭和52年12月31日生
住所　仙台市青葉区北山３丁目１番18―203号
伊立娜　昭和52年６月26日生
住所　千葉県流山市大字西平井１番地14
ジャン・ラニエル・ロハス・サフラ　平成６年１月25日生
住所　東京都調布市西つつじケ丘４丁目６番地２
シンジ・タカサカ　昭和54年２月26日生
住所　京都市南区久世大藪町28番地52
王梅宋　昭和15年10月９日生
王愛子　昭和39年９月９日生
住所　長野県松本市大字松原80番地１
宋磨紀　昭和61年７月２日生
住所　長野県飯田市滝の沢5817番地23
金昌則　昭和39年10月30日生
住所　千葉市花見川区幕張本郷２丁目28番14号
姜高美　昭和22年２月26日生
住所　名古屋市熱田区八番１丁目10番１号
金英洙　昭和62年８月25日生
住所　岡山市北区下中野329番地102
李明　昭和56年９月21日生
儀賀婷　昭和58年２月22日生
李宜浩愉　平成20年７月８日生
李宜禾珈　平成26年７月18日生
住所　静岡県島田市旭３丁目16番14号
ロサリー・ドオン・イノウエ　昭和41年４月19日生
住所　富山県高岡市上関町１番７号
李康就　昭和34年９月29日生
住所　東京都江戸川区中央３丁目10番13号
姜文植　昭和36年２月12日生
康鳳子　昭和37年７月20日生
姜浩幹　平成16年６月２日生
住所　滋賀県大津市柳が崎９番１―1516号
徐愛子　昭和61年７月31日生
住所　横浜市中区寿町１丁目２番地３
蔡浜　平成６年６月23日生
住所　川崎市多摩区中野島３丁目８番10―511号
朴美和　昭和60年３月11日生
住所　横浜市鶴見区駒岡４丁目11番42号
マーク・ヒロ・ロレト・イワサワ　平成２年１月24日生
住所　横浜市青葉区青葉台１丁目10番地１
王広　昭和58年９月25日生
住所　神奈川県逗子市小坪３丁目４番17号
金明順　昭和49年10月22日生

○外務省告示第二百八十四号

平成二十七年七月二十八日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

平成二十七年八月十日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　小池孝行在キルギス大使
キルギス側　アディルベク・カスイマリエフ財務大臣

○外務省告示第二百八十五号

平成二十七年七月二十九日にボートビラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

平成二十七年八月十日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バヌアツ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバヌアツ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十五億九千八百万円（四、五九八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備計画（第二期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バヌアツ共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、バヌアツ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、バヌアツの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　バヌアツ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　バヌアツ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバヌアツ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバヌアツ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　バヌアツ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバヌアツ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバヌアツ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバヌアツ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバヌアツ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　バヌアツ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバヌアツ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　バヌアツ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をバヌアツ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月二十九日にポートビラで

バヌアツ共和国駐在
日本国特命全権大使　花谷卓治

バヌアツ共和国首相
メルテク・サトー・キルマン・
リブトゥンバヌ閣下